

神戸市自立教育労働者組合との交渉議事録

1. 日 時：令和 7 年 11 月 18 日（火）18:30～18:55
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出 席 者：（市）教職員給与課労務制度係長、他 1 名
（組合）執行委員長、書記長
4. 議 題：旅費制度の見直しおよび令和 7 年度給与改定、教員の処遇改善について

5. 発言内容：

（組） 本日は、11 月 13 日の交渉、その後の説明に基づき、令和 7 年度賃金改定、教員の処遇改善、旅費制度見直しについて、本組合としての最終的な態度表明の場と位置付けています。本組合は小規模ではありますが、政策判断そのものには踏み込まず、労働条件への影響について見解を述べます。

まず、11 月 13 日の交渉で提出した労働条件に関する確認事項に対する昨日 17 日付の説明についてです。宿泊費上限額超過の具体例の明示、LCC 利用時の費用範囲に関する整理、それからガソリン代キロ 18 円の算定根拠の開示など、前回より踏み込んだ説明があったことは評価します。一方で、宿日直手当、災害待機手当について、他都市よりも低水準となること、他都市制度を一部把握していないこと、また日当廃止に伴い 1 泊 2 日の東京出張で 1,400 円のマイナスになることを示しながら、その不利益の評価が示されていないことなど、労働条件への影響評価としては不十分な点があります。本組合としては、一定の前進は見られたが、不利益の有無、程度についての検証はなお不十分という評価です。

続きまして、それぞれの交渉事項ですが、賃金改定に関して、評価する点として、初任給の改善額は政令市と比較して必ずしも十分とは言えないものの、若年層の処遇改善では前進になること、13 日交渉において、全体として減額になる職員はいないと説明されたことを評価します。本日改めてこの点を確認し、給与改定によるベースアップを除いたトータルで減額となる職員は出さないということの確認を求めると思いますが、いかがですか

（市） 紙特法の改正に伴う教員の処遇改善で改正前と改正後で処遇が悪化する職員は、指導改善研修を受けている職員を除き、いないとお伝えさせていただきましたが、それは変わりません。

（組） 改めて確認いただいたということで受け止めました。賃金改定全体については、本組合としては不利益改定とは見なさないとの立場をとります。ただし、なお残る課題として、中堅層の改善がほとんど見られること、宿日直手当および災害待機手当について、他政令市の水準と比べて低位となる理由付けが十分でないこと、これらの点から本組合としては、賃金水準そのものに賛成を表す立場ではありません。

ただ、賃金改定そのものに反対とまでは表明しないという、あくまで条件付きで不利益改定とは見なさないという態度をここに明らかにしたいと思います。

(市) 災害待機手当については、把握していないということではなく、他の政令市で支給している自治体はないと認識しています。宿日直手当についても、各自治体で制度があるのは把握していますが、教員に対して支給されている自治体は政令市ではないと認識しています。ですので、他の自治体より劣るものではないと認識しています。災害待機手当とは別に非常災害時の特殊勤務手当が神戸市にもあり、8,000円という支給額ですが、災害待機手当が支給されている政令市はないのではないかと思います。

(組) 次に処遇改善について説明します。今回の交渉で確認された前向きな点として、13日の交渉とその後の説明を通じて、来年度の主務教諭創設を見送りにしたこと、学級担任等加算は全ての教員を対象とする方向で運用すること、給料の調整額を今年度は減額せず、来年度以降の交渉事項とすること、処遇改善実施後にトータルで支給額が減る教員を出さないことです。これら4点は、最低限守られるべきラインであり、当局がこれを明言したことは評価します。

教員処遇改善について、条例、要綱、通知等で、現場の教職員にとっても確認可能な形で明文化されること、手取りが減る者を出さないという説明が、号給別・職種別の試算と整合していることを前提に、本組合は、教員処遇改善について課題は残るが、不利益変更とは見なさず、今後の運用と来年度以降の協議に委ねるという形で限定的な了を示します。

ただし、継続課題として明示しておきたいのですが、学級担任等加算は、校務分掌を担っている方全員が対象ということですが、本当にそのように運用されるのか、また多学年学級担任手当の廃止の代替措置がないこと、また特別支援教育の負担に見合った給料の調整額の維持、これらの点は、来年度以降の交渉で必ず議題とすることをこの場であらためて要請します。

次に旅費制度見直しに関してですが、昨日の説明でいくつかの前進がありました。本組合としては、現段階では了には至りません。不利益が明示された点として、東京出張の1泊2日で、現行3,800円が改定後に2,400円と1,400円減になるという当局の試算が示されました。評価する点は、兵庫県内の出張など、これまで日当対象外だった出張で宿泊手当が新たに支給されるケースがあること、ガソリン代キロ18円の前提条件を示し、実際に掛かったガソリン代の支給も可としたこと、宿泊費上限額超過の具体例やLCC関連費用の開示は、前回交渉からの前進として評価いたします。しかし、賛成できない理由は、一部の出張では、明確な支給額減が発生するにもかかわらず、その不利益の位置づけや代替措置が示されていないことです。また宿泊費上限額超過の運用について具体例は挙げられたものの、どのような手続きで例外を認めるのか明文化されていないことです。また旅費制度全体として不利益変

更にしないという原則が明文化されていないことです。以上から本組合としては、旅費制度見直し案について現時点の内容では、労働条件の不利益変更を伴うものと判断せざるを得ないため了を示すことは出来ないと表明いたします。

最後に条例提出にあたり、教育委員会として職員団体との交渉結果をどのように整理するかについてです。条例を提出される際には、一部職員団体から賃金改定、教員処遇改善については限定的な了、旅費制度見直しについては了を得られていないという事実を正確に付記していただくよう要請します。

以上が本組合としての態度表明です。

(市) 条件改正の際に質疑などがあった場合には、そのように説明させていただきたいと考えています。

次に旅費について、出張によっては不利益になることがあるため了ではないということですが、必ずしも制度的に悪化するものではないと考えています。例えば東京に出張した時と兵庫県内で1泊2日した時で、現在は支給額が異なりますが、これが今回の改正で同額になるのは、実態に即した制度になるのではないかと考えていますので、ご理解いただきますようお願いします。